

【答申の概要】 諮問第 171 号

「年度別業者別物品納入整合表の部分開示決定に対する異議申立て」

件 名	年度別業者別物品納入整合表の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	業者帳簿の写し（以下「業者帳簿」という。）と県の財務会計データとの照合結果を記録した「年度別業者別物品納入整合表」（以下「本件公文書」という。）
非 開 示 理 由	静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 3 号（事業活動情報）、第 6 号（事務事業情報）
実 施 機 関	静岡県知事
諮 問 期 日	平成 23 年 1 月 21 日
主 な 論 点	業者名及び業者コード（以下「本件情報」という。）は、条例第 7 条第 3 号（事業活動情報）又は第 6 号（事務事業情報）に該当するか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書及び本件情報の内容について

本件公文書は、全庁会計調査において、業者帳簿と県の財務会計データとの照合結果を記録した文書であり、その内容は、部局名、本件情報、支出番号、品名、帳簿品名、契約額、帳簿金額、請求日、業者帳簿と県の財務会計データとの照合結果に係る評価などである。

業者から提出されたのは、業者帳簿のうち県との取引に係る部分のみであり、本件公文書には、業者から提出された県との取引に係る業者帳簿の内容を転記した情報が含まれていることから、本件情報を開示することが業者帳簿そのものを公にすることと同じであるとまではいえないものの、業者帳簿の一部である県との取引に関する情報を公にすることになると考えられる。

2 条例第 7 条の非開示情報該当性について

(1) 実施機関は、本件情報が条例第 7 条第 3 号ア及びイ並びに第 6 号の非開示情報に該当すると主張しているところ、当審査会は、まず、本件情報の第 6 号該当性について検討する。

ア 実施機関は、不適正経理の再発防止策の一環として、今後も県の会計書類と業者帳簿とを照合することによる調査を実施することとしている。当該調査を実施するためには、業者に対し、業者帳簿の提出を求めることが必要であるが、不適正経理に関する調査という性質上、業者帳簿の情報を開示することを前提としてその提出を求めると、業者の協力を得られないおそれがある。

全庁会計調査において、実施機関が業者から業者帳簿の提出を求めるに当たり、その依頼通知に「提出して頂いた帳簿の写しの取扱いについては万全を期し、秘密を厳守します。」との条件を明記したのも、これによって、業者帳簿の提出を促し、調査の実効性を確保するための措置であったものと認められ、当時の状況等に照らし、当該条件を付することは合理的であると認められる。

イ 本件公文書の情報は、公にしないことを条件に業者から任意に提出されたものであるとともに、これを開示することは、前述のとおり業者帳簿の一部である県との取引に関する情報を公にすることになるものである。実施機関が公にしないとの条件を付して業者の協力を得ておきながら、その実施機関自身が条件に反して県との取引に関して業者帳簿と同等の情報を公にすれば、業者帳簿を提供した業者と県の信頼関係が損なわれるおそれが生じることは容易に想定される。一旦信頼関係が損なわれることになれば、今後の実施機関による調査において、業者の協力が得られなくなるおそれがあると考えられる。

ウ また、本件情報を開示した場合、今後の調査において、実施機関が公にしないという条件を付しても、提出された業者帳簿の情報は、公文書開示請求に応じて開示されることとなる。そのため、実施機関が業者に業者帳簿の提出を求めても業者の協力が得られなくなり、今後の調査に支障を及ぼすおそれがある。

以上により、本件情報は、条例第7条第6号に該当する。

エ これに対し、異議申立人は、支出票等の公文書開示請求をすれば本件情報は公になるのであるから、実施機関が本件情報を開示することによって生じる事務の適正な遂行への支障に係る「おそれ」には法的信頼に値する蓋然性が欠けると主張する。

しかし、実施機関は、「全庁会計調査結果報告書」及び「全庁会計調査結果報告書（資料編）」の公表並びに本件公文書の部分開示に当たって、業者名は公にしておらず、これは、実施機関が業者帳簿を公にしないという条件を依然として遵守しているものであると認められる。そこで、仮に第三者が支出票等の公文書開示請求をして、本件情報が事実上公にされたとしても、本件公文書の開示請求に当たり本件情報を開示した場合には、実施機関自身が、公にしないとの条件に反して本件情報を公にしたこととなり、今後の調査において、当該条件が意味をなさなくなるとともに、業者との信頼関係が損なわれるおそれが生じることに変わりはないと考えられる。

したがって、他の手段によって本件情報を事実上公にできるという事情があっても、本件情報が条例第7条第6号に該当するとの結論を異にするものではない。

オ 以上のとおり、本件情報を開示することは、実施機関が行う会計調査の適正な遂行に支障を及ぼすものと認められることから、本件情報は、条例第7条第6号に該当すると判断する。

(2) 実施機関は、本件情報について、条例第7条第3号ア及びイにも該当すると主張するが、前述のとおり、当該情報が同条第6号に該当すると判断したことから、同条第3号ア及びイ該当性について判断するまでもなく非開示とすべきである。